

議案第 58 号  
議決第 号

始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の件

始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条  
第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）9月3日提出  
始良市長 湯元敏浩

始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

始良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
（平成26年始良市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第  
67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加える。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。